

屋外広告物のルールを守り 美しい健康文化都市を つくりましょう。

はり紙、立看板、広告板、広告塔など屋外広告物は、まちの活気やにぎわいを演出し、人々に様々な情報を提供してくれます。

しかし、屋外広告物の無秩序な設置により、まちや自然の景観が損なわれたり、おろそかな管理により、屋外広告物の落下や倒壊など、人々に危害を及ぼしたりする恐れもあります。

こうしたことを防ぐため、袋井市では屋外広告物条例を制定し、屋外広告物について必要なルールを定めています。

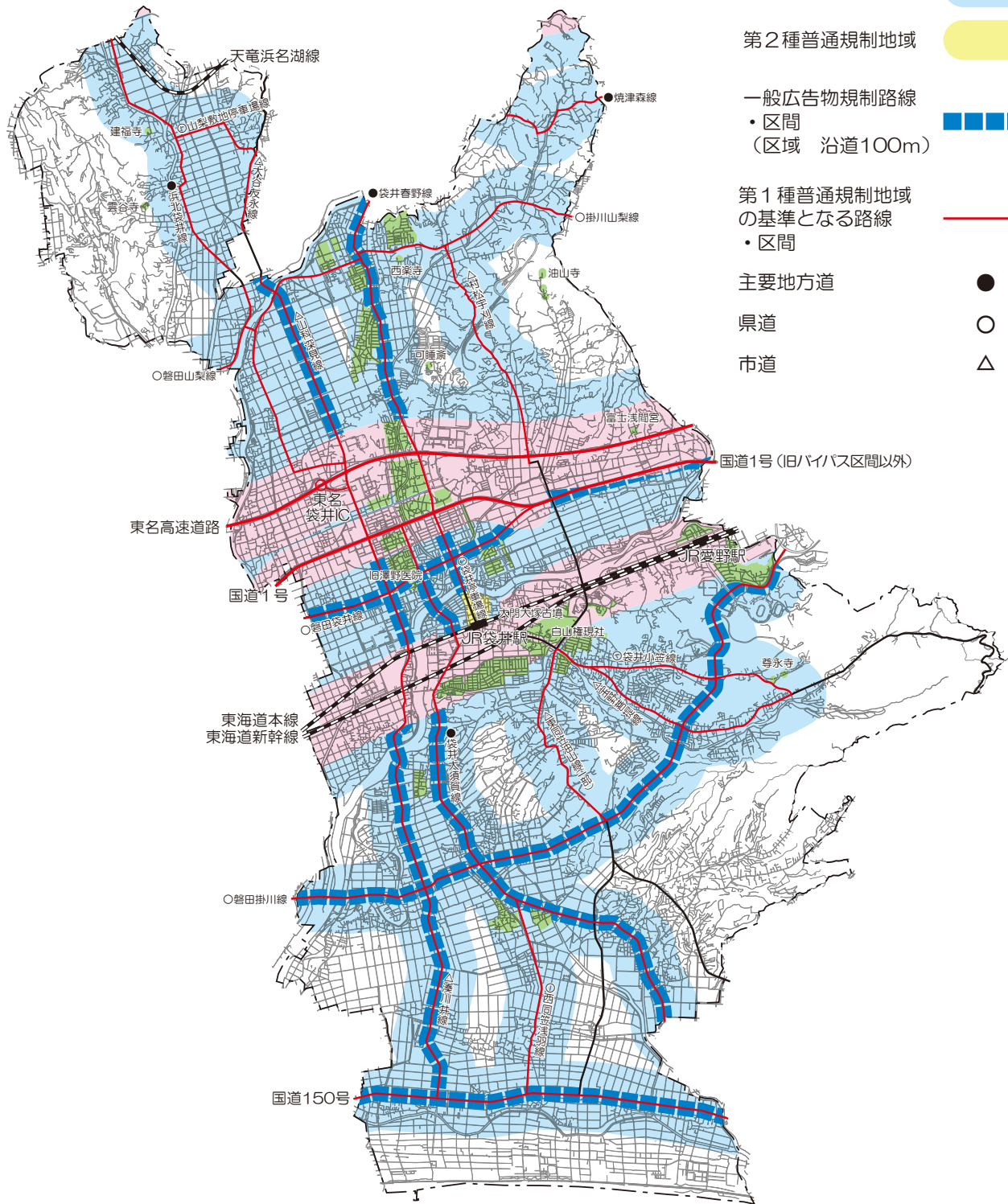
本市のまちや自然の景観を保つとともに、屋外広告物による事故を防止するため、ルールを守って、屋外広告物を適正に表示していただくようご協力をお願いします。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の**4**つの要件を満たすものをいいます。

- 1 常時又は一定の期間継続して表示されるもの**
(定着して表示されるものをいい、街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。)
- 2 屋外で表示されるもの**
(建物の内部や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。)
- 3 公衆(不特定多数の人)に表示されるもの**
(駅の改札口の内側など、特定の人に対して表示されるものは含まれません。)
- 4 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他の工作物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの**
(屋外広告物の種類は大変多く、例えば、のぼり旗や広告旗も屋外広告物の一つです。)

● 規制区域図



● 規制区域

袋井市内を4種類の規制区域に分けており、規制区域ごとに許可基準が異なります。第1種特別規制地域の規制が最も強く、次いで第2種特別規制地域、第1種普通規制地域、第2種普通規制地域の順に規制を緩和しています。

1 特別規制地域

第1種特別規制地域

特に良好な住環境の形成や文化的な財産の保全が望まれる地域です。広告塔や建物の屋上に表示する広告物の高さの基準について、厳しく定める地域です。

- 第1種・第2種低層住居専用地域
- 文化財保護法、県及び市の文化財保護条例により指定された建造物等の周囲50m地域
- 景観重要建造物、景観重要樹木のうち指定したものなど

第2種特別規制地域

東海道新幹線、東海道本線や東名高速道路の沿線などのように、広告物が集中するおそれの高い地域や、都市公園や学校などの公共性の高い施設の敷地などです。

- 東名高速道路及び東海道新幹線の全区間
- 道路及び鉄道から500m以内の地域のうち指定する区域
- 都市公園の区域
- 官公署・学校及び病院などの公共施設の敷地内

2 普通規制地域

第1種普通規制地域

市街地や主要な道路の沿線で、広告物を抑制する地域です。

- 第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域（容積率300%未満の区域）
- 道路及び鉄道から1,000m以内の地域のうち指定する区域

※指定された道路の沿線100m以内の区域（一般広告物規制路線）には、一般広告物を掲出することはできません

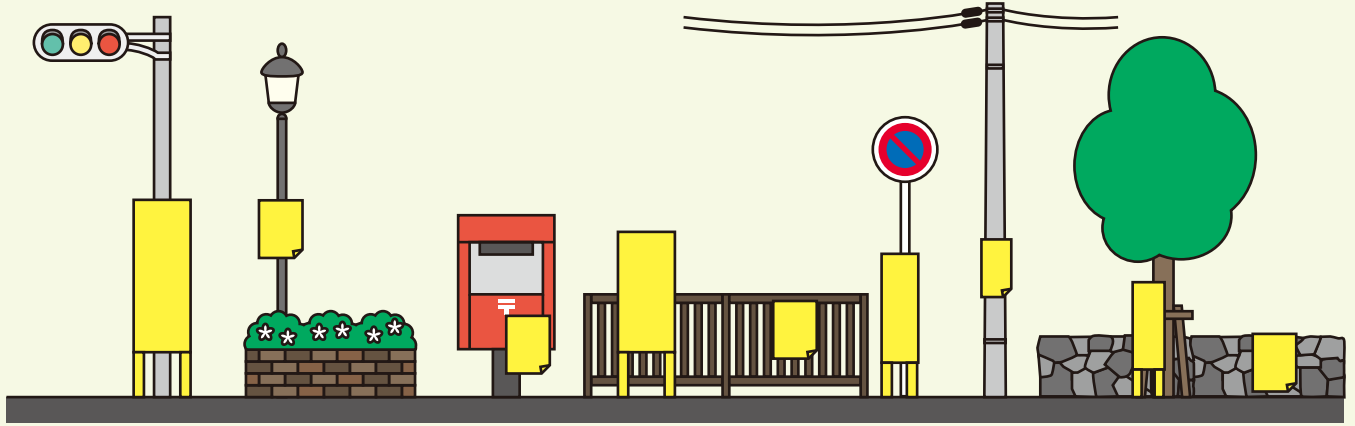
第2種普通規制地域

活発な商業活動が行われている地域です。まちに活気やにぎわいを与えるため、面積の基準について緩和する地域です。

- 商業地域
- 容積率300%以上の近隣商業地域など（特別規制地域の規制が優先します。）

● 禁止物件

禁止物件とは、屋外広告物が掲出・表示されることにより、その物が持つ本来の機能が阻害される恐れがあることから、屋外広告物の掲出・表示が禁止されている物件です。



■ 主な物件

- 橋
 - トンネル
 - 高架建造物
 - 分離帯
 - 地下昇降口の上屋
 - 石垣
 - 擁壁
 - 街路樹
 - 道路上のさく
 - 信号機
 - 道路標識
 - 消火栓
 - 郵便ポスト
 - 電話ボックス
 - 送電塔
 - 煙突
 - ガスタンク
 - 道路の路面など
- 電柱や街灯柱などには、はり紙・はり札・立看板を表示することはできません。

● 適用除外広告物

適用除外広告物とは、社会生活を営む上で、最小限必要な屋外広告物で、一定基準内であれば、許可申請の必要なく掲出・表示できる広告物です。

■ 許可申請が不要となる主な広告物

- 自家広告物で合計面積が特別地域5㎡・第1種普通地域10㎡・第2種普通地域20㎡以内のもの
- 国や地方公共団体が、公共的目的をもって表示するもの
- 自治会が、設置する掲示板や、掲示板に表示するもの
- 公職選挙法などによる選挙運動用ポスター・立札など
- 冠婚葬祭などのため、一時的に表示するもの
- 催事などのため、会場敷地内に表示するもの

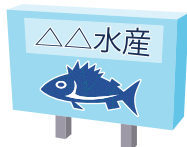
設置許可の基準(主なもの)

共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、屋間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- (8) 高速自動車国道から200m以内の特別規制地域の区域に表示する場合にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

自家広告物

広告板



- 第1種特別規制地域
第2種特別規制地域
第1種普通規制地域
第2種普通規制地域
- ・高さ：5m以下
 - ・面積：30㎡以内(合計)

広告塔



- 第1種特別規制地域
・高さ：10m以下
・面積：30㎡以内(1面)
- 第2種特別規制地域
第1種普通規制地域
第2種普通規制地域
・高さ：15m以下
・面積：30㎡以内(1面)

壁面利用広告

共通する基準

- ・壁面の端から突き出さないこと
- ・窓その他の開口部を覆わないこと

第1種・第2種特別規制地域 第1種普通規制地域

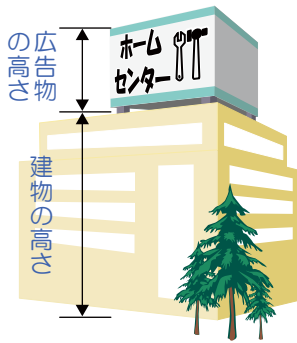
- 〈壁面1面の面積300㎡未満〉
・壁面面積の1/5以内または15㎡以内
〈壁面1面の面積300㎡以上〉
・壁面面積の1/10以内または60㎡以内

第2種普通規制地域

- ・壁面面積の1/5以内または15㎡以内



屋上広告



共通する基準

- ・建築物より突き出ないこと
- ・木造建築物に設置しないこと

第1種特別規制地域

- ・高さ：5m以下
- かつ建物の高さの2/3以下

第2種特別規制地域

- ・高さ：10m以下
- かつ建物の高さの2/3以下

第1種・第2種普通規制地域

- ・高さ：15m以下
- かつ建物の高さの2/3以下

壁面突出広告

共通する基準

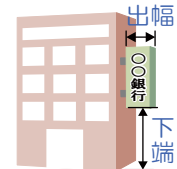
- ・下端：〈歩道有り〉2.5m以上、〈歩道無し〉4.7m以上
- ・出幅：1.5m以内

第1種・第2種特別規制地域 第1種普通規制地域

- ・面積：20㎡以内(1面)

第2種普通規制地域

- ・面積：制限無し



のぼり

第1種・第2種特別規制地域 第1種・第2種普通規制地域

- ・1面：2㎡以内
- ・間隔：5m以上(道路の路端から5m以内に表示する場合)



案内図板

広告板・広告塔



第1種・第2種特別規制地域

- ・高さ：5m以下
- ・面積：3㎡以内(1面)

第1種普通規制地域

- ・高さ：5m以下
- ・面積：5㎡以内(1面)

第2種普通規制地域

- ・高さ：〈広告塔〉15m以下、〈広告板〉5m以下
- ・面積：〈広告塔〉30㎡以内(1面)、〈広告板〉30㎡以内

広告板や広告塔以外の案内図板は、普通規制地域でのみ掲出可能で、表示規制の基準は自家広告物と同じ内容です

一般広告物

第1種・第2種特別規制地域 第1種普通規制地域 (一般広告物規制路線)

- ・掲出禁止

第1種・第2種普通規制地域

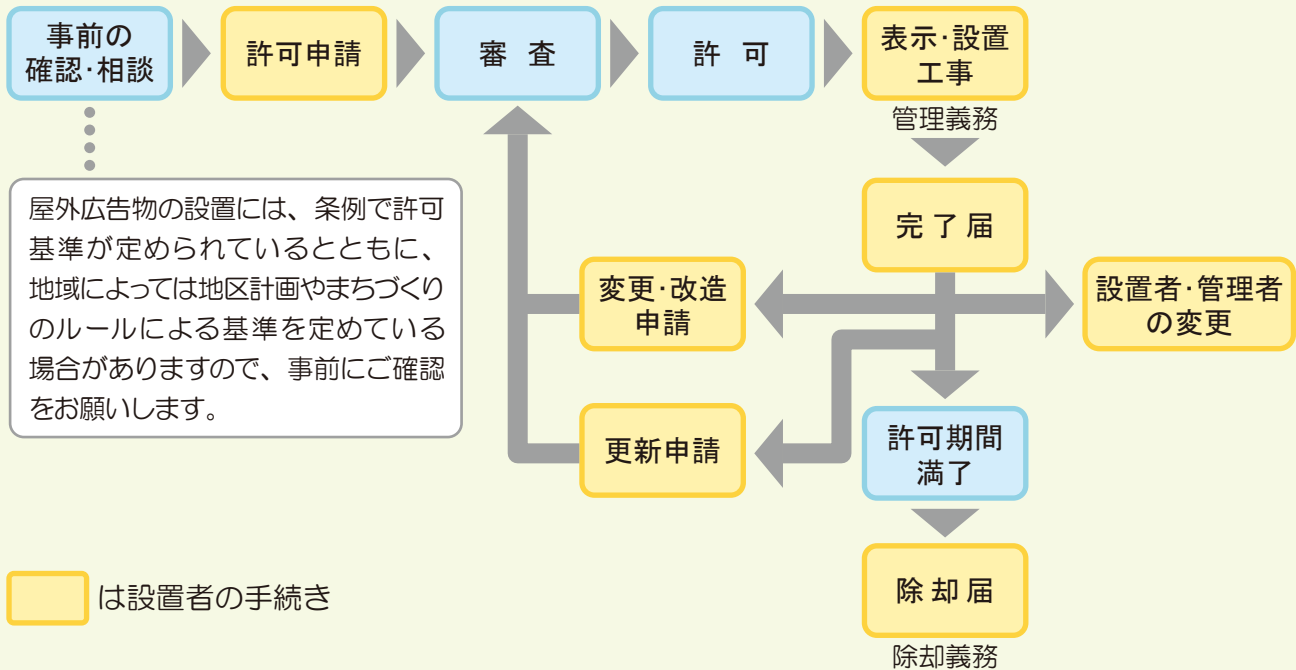
- ・表示規制の基準は自家広告物と同じ内容です

一般広告物とは、自家広告物及び案内図板以外の広告物です



許可申請の手続き

手続きの流れ



屋外広告物を表示する方へのお願い

1 事前にご相談ください

屋外広告物を許可基準にそって設置していただくため、事前相談を行っています。

2 手続きには審査手数料がかかります

屋外広告物の種類、個数や表示面積に応じて、審査手数料がかかります。

3 道路占用及び工作物確認について

道路を占用する場合は道路占用許可が必要です。高さ4mを超える広告塔・広告板などは建築確認が必要です。

4 許可シールを貼ってください

許可を受けた屋外広告物には、必ず市が発行した許可証シールを貼り、適正な管理を行ってください。

5 安全点検を行ってください

屋外広告物の倒壊や落下による事故を防ぐため、定期的に安全点検を行い、良好な状態を維持してください。建築確認が必要な屋外広告物には、一定の資格を持つ管理者を置く必要があります。

6 許可には有効期間があります

許可の有効期間は通常2年以内です。簡易広告物(はり紙、はり札、立看板など)は30日以内です。引き続き表示するときは、許可の期間が満了する前に更新の手続きをしてください。表示の必要がなくなったときは、すみやかに除却し、除却届を提出してください。

※条例に違反している場合は、広告主や管理者、設置者に対して指導のうえ、除却、改善等の必要な措置を命じることがあります。措置を行わないと規定により罰せられます。

問い合わせ先

袋井市役所 都市建設部 都市計画課

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1 電話 0538-44-3122 FAX 0538-44-3145